

目黒区建築物浸水予防対策指導要綱

平成23年2月25日付け目都建第1504号決定

(目的)

第1条 この要綱は、地下空間のある建築物を建築しようとする建築主に対し、目黒区が、浸水被害の発生の防止対策(以下「浸水対策」という。)に関し、情報提供及び啓発等を行う上で必要な事項を定めることにより、豪雨等による建築物への浸水を未然に防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)において使用する用語の例による。

(対象建築物)

第3条 この要綱の規定が適用される建築物は、建築物の接する周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物(以下「対象建築物」という。)とする。

(区長の責務)

第4条 区長は、建築物への浸水被害の発生を防止するため、対象建築物の建築主、設計者又は工事施工者に対し、浸水対策に関し必要な情報提供及び啓発を行うものとする。

2 区長は、対象建築物の建築主に対し、必要な浸水対策を講ずるよう求めるものとする。

3 区長は、対象建築物の設計者又は工事施工者に対し、現況敷地及び排水状況を十分に調査するとともに、建築主と相談の上浸水対策を講ずるよう求めるものとする。

(協議)

第5条 区長は、対象建築物の建築主に対し、対象建築物を建築しようとする場合、確認済証受領時までに浸水予防対策検討結果報告書の提出を求め、必要な浸水対策が不十分な場合には、文書で通知する。

(指定確認検査機関への要請)

第6条 区長は、指定確認検査機関が建築確認、中間検査又は完了検査の業務を行うに当たっては、この要綱の趣旨に即して業務を行うよう要請するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実施細目で別に定める。

付則

この要綱は平成23年5月1日から施行する。